

第4章 基本方針

第1節 史跡・都市公園としての郡山城跡の将来像

郡山城跡は、昭和35（1960）年に奈良県指定史跡となる以前に、高等学校用地を除く範囲が都市公園区域となっている。平成元（1989）年に公園基本計画が策定され、鰻堀や鷺堀が特定保水池として整備された。その後、2回の計画改訂を経て天守台展望施設整備、郡山高等学校城内学舎の撤去と跡地の公園整備などが実施された。

史跡整備としては、昭和56（1981）年に策定された保存活用構想をふまえ、追手門および追手東隅櫓、追手向櫓が相次いで再建された。保存・活用に向けた取り組みは、その後しばらく停滞することとなったが、平成28（2016）年度の天守台石垣の復旧後、令和3（2022）年には柳沢文庫が事業主体となり極楽橋が再建され、歴史的な空間の再生へと再び歩み出した。そして、令和4年に国指定史跡となったことを受け、郡山城跡のあるべき姿を示すものとして『史跡郡山城跡保存活用計画』が令和7年3月に策定された。

ここでは、本計画の前提条件となっている保存活用計画と公園基本計画に示された将来像を整理する。

（1）史跡郡山城跡保存活用計画

①大綱

郡山城は、織豊期の築城以来、江戸時代を通じて、武家政権による畿内統治の要所として整備拡充された城郭である。明治に廃城した後は、学校や神社、公園等として地域の発展や交流の場に供され、今日も大和郡山市のシンボルとして親しまれている。また、城郭に伴う街路や水路の多くは現在の都市にも継承され、大和郡山市の基盤となっている。郡山城跡には今なお学ぶべき知恵や技術が多く、城跡が有する魅力は地域の求心力となり、地域の賑わいを活性化するにあたり高い潜在的価値を有している。このような郡山城跡の重層的な歴史性や特性をふまえて、将来にわたって史跡を保存活用するためには、史跡の本質的価値にもとづいた、計画的で実効性がある取り組みを推進する必要がある。

このことから、史跡郡山城跡にかかわる調査研究・保存管理・活用・整備・運営体制について、次のとおり4つの柱からなる大綱を示す。

まち 故郷の礎・まち 都市の標である郡山城跡を、
まち しるべ 学び、守り、活かして、ともに未来へ。

- ①調査研究を深めて、郡山城跡の歴史的価値をさらに磨き上げる。
- ②郡山城跡の本質的価値を、確実に保存し活用することで、次世代に継承する。
- ③来訪者が安全快適に郡山城跡の魅力を体感できる歴史空間に整備する。
- ④市のシンボル、活気あふれるまちづくりの拠点として、持続的に保存活用する。

②基本方針

●調査研究

史跡の総合的な調査研究を推進して、本質的価値の向上と、郡山城をめぐる人々の営みや歴史の解明をめざす。調査を計画的・学際的に実施することで、研究成果の深化と、活用に応じた資料化に結びつける。

●保存管理

郡山城跡の本質的価値を確実に保存して将来に継承することを基本とし、石垣や土坡等の本質的価値を構成する要素の保存を最優先する。城下町や武家屋敷地を含めた総構えの範囲についても、城郭に関連する歴史遺産の包括的な保護を図り、史跡指定地と一体的な良好な景観の保存をめざす。

また、都市公園として、史跡を保存した上でその価値を体感できる魅力ある歴史空間の形成をめざし、来訪者が安全快適に利用できるように管理を継続する。

●活用

史跡の本質的価値にもとづく歴史遺産としての活用を根幹とする。石垣や堀など、史跡の本質的価値を構成する要素を間近で体感しながら、歴史を学び、追体験できる活用を促進する。史跡に負荷がかからない方法を基本として、史跡の確実な保存と積極的な活用の両立を図る。

史跡を地域活性化の拠点と位置づけ、史跡指定地と総構え内、特に城下町が連動する包括的な活用をめざす。活用を通じて、市民が郡山城跡を市のシンボルとして誇りに思い、愛着を深めることで、シビックプライドの醸成に結びつける。

●整備

保存管理と活用の基本方針にもとづき、本質的価値を確実に保存し、維持管理を継続しながら、来訪者が安全に史跡内を周遊して本質的価値を理解し体感できる環境の整備をめざす。

史跡の本質的価値の保存を最優先とした上で、都市公園として求められる空間や機能とのバランスが取れた整備を検討し、史跡と都市公園が調和する魅力ある歴史空間の整備をめざす。

●運営・体制・連携

史跡の保存活用にあたり、管理団体である大和郡山市が中心となって持続可能で効果的な施策を実行できる適切な体制の構築をめざす。柳沢文庫をはじめ、史跡の所有者や管理者との連携を強化し、官民が一体となって史跡の継続的な保存体制を構築する。

保存活用事業にあたっては、学識経験者による委員会を設置して指導・助言を仰ぎ、国や奈良県の指導のもとで、確実に事業を推進する。

(2) 郡山城跡公園基本計画

平成元年に策定された公園基本計画は、景気の後退や土地所有の問題等が重なり、ほとんどが実現しなかった。平成 24 年に計画が改定され、本丸の環境整備が進んだ。そして、郡山高校城内学舎の廃止を受けて、平成 31 年に国史跡指定を前提とした公園整備をめざす第 3 次公園基本計画が改定された。

①計画のコンセプトと基本方針

市民の誇りとなり、愛され、利用される郡山城跡公園を目指す。さらに、都市公園と史跡保全の考え方を整理し、それぞれの整合性がとれる新たな計画方針を定めている。

計 画 の コ ン セ プ ト

桜が咲き金魚が泳ぐ歴史・文化と憩いの拠点郡山城跡

～市民や来訪者に愛され箱本十三町とともに賑わう城下町をめざして～

<公園整備に関する方針>

国史跡指定を前提として、遺跡の保全・活用とのバランスを考慮しながら、歴史公園にふさわしい城郭の雰囲気を感じられる公園空間づくりをめざす。

<史跡保全に関する方針>

遺跡の保全に取り組み、築城当時の石垣や堀などを有する歴史ある城跡としての環境を将来世代へ引き継ぎ、学びの場を提供することをめざす。

②計画方針

史跡保全の整合性を図るため、計画の基本方針を以下の 3 つの計画方針に整理し、それぞれの機能を集約した公園区域のゾーニングをおこない、整合性を図るものとしている。

計 画 方 針

● 郡山城跡の史跡としての歴史的価値を示す石垣や堀、遺構などの歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高めます。

● 郡山城跡の調査研究を積み重ね、城郭の理解に資する建造物等の復元をめざすとともに、城の歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成することで、歴史公園としての価値を高めます。

● お城まつりをはじめとした市民に親しまれる各種イベントの開催、日常の市民の安らぎと憩いの場、桜の名所として、市民に愛され活用される公園を目指します。

③ゾーニング

歴史公園としての面的整備を念頭に、3つの区域にゾーニングしている。

歴史文化体験ゾーン	曲輪の構成	天守曲輪、常盤曲輪、毘沙門曲輪、玄武曲輪、厩曲輪、緑曲輪、内堀、松陰堀、鰻堀、鷺池、五軒屋敷池、左京堀
	位置づけ	歴史公園の中核となるエリア。城郭の意義を理解することに加え、多くの遺構、櫓跡や建造物跡があり、天守台、堀と石垣、復元櫓など、城跡としての歴史を体感してもらうゾーンとする。
エンタランスゾーン	曲輪の構成	陣甫曲輪、蓮池（三の丸緑地公園を含む）
	位置づけ	戸建て住宅が建ち並び、池も埋め立てられ、改変が進んでいるエリア。 位置的に公園の玄関口となるため、来訪者を出迎え、史跡への期待感を高めるゾーンとする。
ふれあい交流ゾーン	曲輪の構成	麒麟曲輪、薪蔵、桜花グラウンド
	位置づけ	麒麟曲輪は、城郭構成の西面を占め、歴史的には藩主の御霊屋や稲荷社が安置されていたが、一部が市道敷となるとともに、学校敷地として改変が行われてきた。また、広小路は西公園の一部に含まれる。薪蔵は西公園として既に公園開設され、児童公園として利用されており、改変が行われてきたエリアである。
ふれあい交流ゾーン	機能	三の丸緑地公園には玄関口へのアプローチとして、来訪者を出迎える機能を配置します。 陣甫曲輪は、城跡の玄関口として、全体を望む景観に優れており、城跡公園を訪れる人の溜りの場として、城跡の威容と美しさを感じ取ることができる広場機能を配置します。 蓮池は、近鉄郡山駅方面からの歩行者のサブエンタランスとしての機能を配置します。
	曲輪の構成	麒麟曲輪と西公園を一体的にとらえ、市民の憩いとふれあいの場、イベント会場としての役割を果たすオープンスペースとしての機能を配置します。
ふれあい交流ゾーン	曲輪の構成	二ノ丸屋形、松蔵、大腰掛、菊畑
	位置づけ	学校運営を基本として、都市計画公園区域からの除外を検討する。 校舎本館は歴史的な建造物でもあり、市民に馴染み親しまれている上、公園全体の景観ともマッチしている。 今後とも、歴史公園に馴染む景観の維持と遺跡の保全を奈良県に要請していく。 学校施設としての役割が見直される場合には、公園区域へ編入し、二ノ丸屋形跡など多数の建造物群があることから、歴史文化体験ゾーンへの位置づけを検討する。

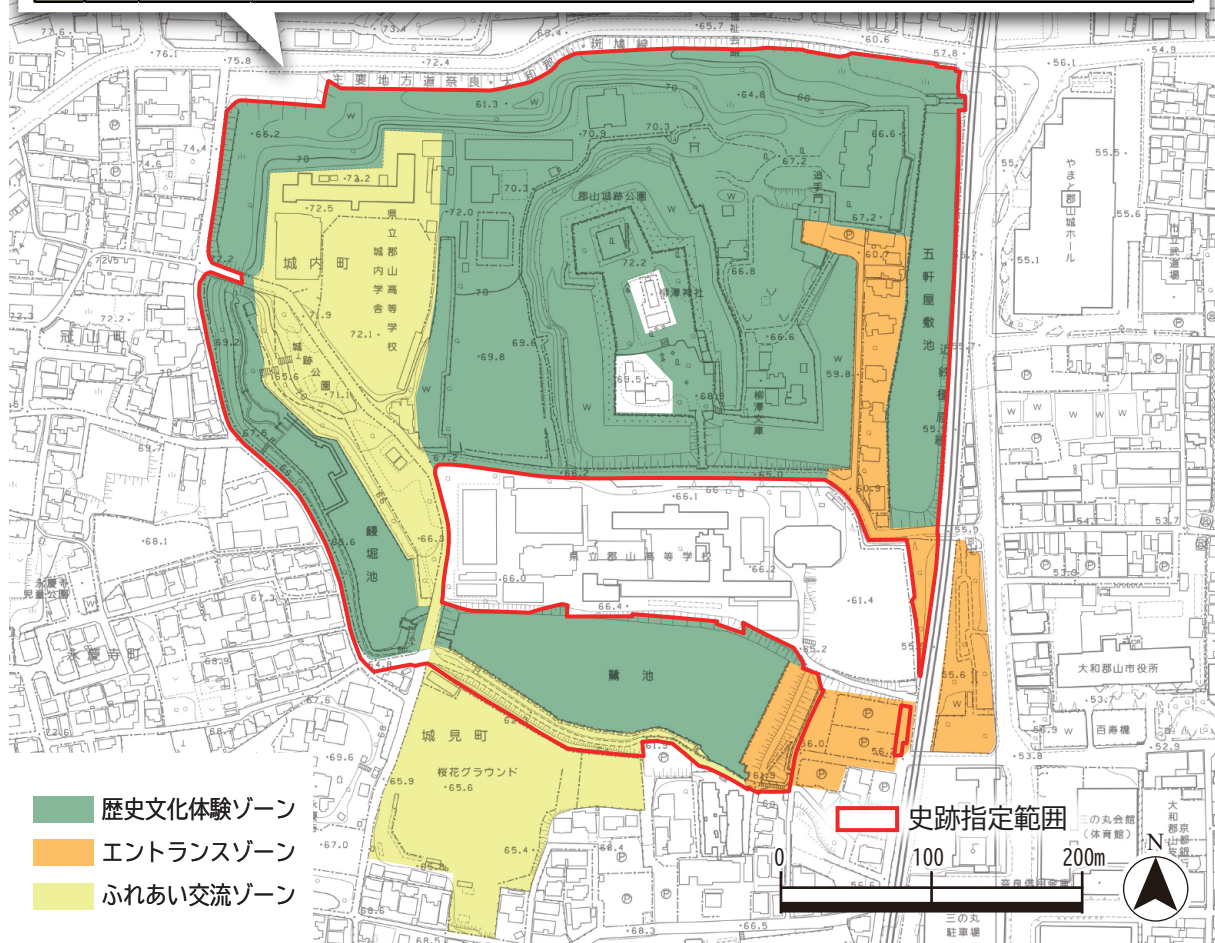


図 4-1 郡山城跡公園基本計画のゾーニング

(S=1/5,000)

※ゾーニング図(『郡山城跡公園基本計画』(平成31年)より)をもとに作成

④植栽の基本方針

植栽の基本方針を「歴史公園にふさわしい植樹の推進」、「史跡の保全・管理への配慮」、「サクラの名所の継承」とし、図4-2のようなゾーン別の方針を定めている。植栽計画における樹種については、桜やクロマツを主要樹種として、城郭施設を効果的に引き立たせる役木で補完し、桜についても長く堪能できるよう多様な樹種を考慮しつつ常緑樹を補完するとして、表4-1に示すような選定樹種を定めている。

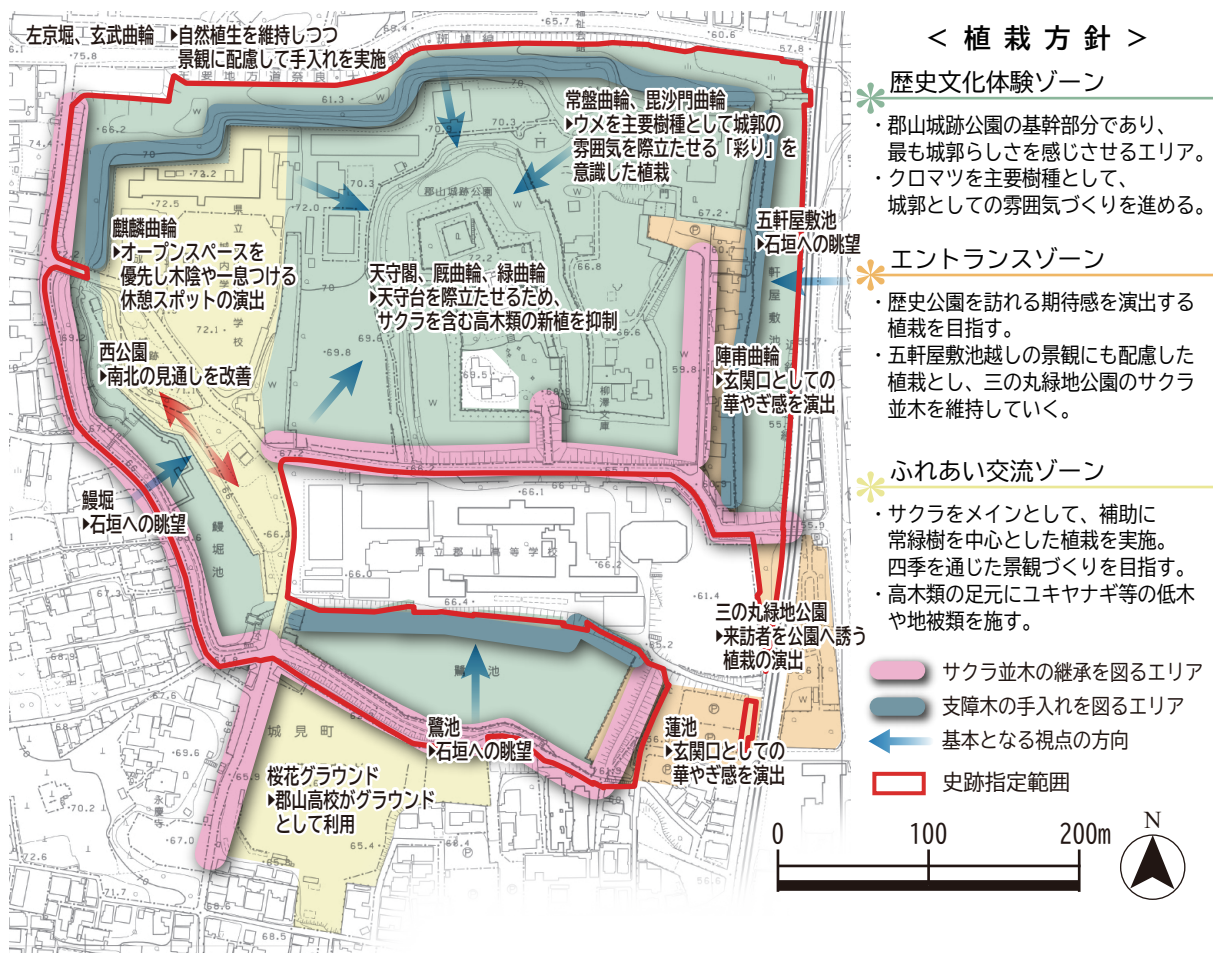


図 4-2 郡山城跡公園基本計画の植栽図 (S=1/5,000)
※植栽範囲図(『郡山城跡公園基本計画』(平成31年)より)をもとに作成

表 4-1 都市公園の選定樹種

樹 種		
■桜		
ヤマザクラ群	・八重紅虎の尾	やえべにとらのお
	・関山	かんざん
	・霞桜	かすみざくら
	・市原虎の尾	いちはらとらのお
	・紅南殿	べになんでん
	・山桜	やまざくら
	・御衣黄	ぎょいこう
	・天の川	あまのがわ
エドヒガン群	・紅枝垂	べにしだれ
	・四季桜	しきざくら
カンヒザクラ群	・河津桜	かわづざくら
	・寒桜	かんざくら
マメザクラ群	・近畿豆桜	きんきまめざくら
	・緑桜	みどりざくら

樹 種		花 期
■主要樹木	針葉樹	・黒松 くろまつ 4～5月
■補完樹木	常緑樹	・檜木 まきのき 5～6月
		・駒木 もちのき 4月
		・木斛 もっこく 6～7月
		・伽羅木 きやらぼく 3～5月
		・白檜 しらかし 5月
		・黒鉄駒 くろがねもち 6月
		・金木犀 きんもくせい 9～10月
		・柊 ひいらぎ 11～12月
	落葉樹	・栗 くり 6月
		・花水木 はなみずき 4～5月
		・百日紅 さるすべり 7～10月
		・楓 かえで 4～5月
		・銀杏 いちよう 4～5月
		・梅 うめ 2～3月

第2節 基本理念

令和4年の国指定史跡を受けて、史跡郡山城跡を守り活かすためのグランドプランとして保存活用計画が令和7年3月に策定された。保存活用計画では今後の調査および保存管理、活用、整備、運営体制に関する考え方を4つにまとめ、郡山城跡がめざす将来像を『故郷の礎・都市の標である郡山城跡を学び、守り、活かして、ともに未来へ』としている。

また、国指定史跡を前提に改定された公園基本計画では、今後とも市民に親しまれることをめざし、計画のコンセプトを『サクラが咲き金魚が泳ぐ歴史・文化の憩いの拠点郡山城跡』としている。史跡の保全と都市公園の両立を図るため、場所ごとの特性に合わせた整備内容としている。

本計画は史跡を守り活かす（保存・活用）ためのアクションプランであり、今後10年の事業期間において課題解消に向けた調査や整備を計画的、段階的に進めていくものである。整備事業を進めていく過程で、新たに生じた課題に直面した際に、一貫性を持って対処（整備）を進めていくためにも、整備の拠り所（原点）となる基本理念を定めておく。

前提となる保存活用計画や公園基本計画をふまえ、本計画の基本理念を以下のように定める。

城のあゆみを体感し、誇りを未来へつなぐ郡山城

残された石垣や堀に光をあて、
壮大な歴史を継承しながら「いま」の賑わいを育む城跡へ

遺構の確実な保存とともに、特徴を活かした整備により来訪者に本史跡が有する価値をより深く理解してもらう。合わせて都市形成の起源が、今なお良好に残っていることを市民に再認識してもらい、城郭とともに歩んできた先人たちの想いを未来につなげていく。

第3節 基本方針

以下に示す5つの基本方針にもとづき整備事業を実施して、基本理念の具現化をめざす。

■本質的価値を構成する要素を保存する

本史跡における本質的価値を構成する要素の内、現地にて保存が必要なものは石垣と土坡（堀・土塁）である。

石垣については、位置や規模、構築時期などについて調査研究が進んでいる一方で、破損に関しては部分的な目視診断にとどまる。石垣を確実に保存するためには、破損範囲や程度の把握、破損原因を解明するための詳細調査が必要となり、保存状況に応じて措置を講じていく。本計画の策定段階で保存措置が必要と判断している石垣は、竹林門や鉄門などを構成する20面（P52の石垣-D）であるが、今後調査を進めていく過程において、その数は増えるものと予測される。

堀や土塁を構成する土坡は、倒木により遺構の損壊を引き起こしている。とはいえ雨水による浸食や地形の安定化、緑地景観の形成などの観点から、大規模な伐採は逆効果を招くおそれがある。石垣と同様に保存措置に必要な調査をおこない、段階的な樹木整備により土坡の保存を図る。

なお、石垣や土坡に限らず、整備事業を進めていく過程において、突発的な保存措置に迫られた場合は、応急復旧を講じるとともに優先的に対応するため事業計画の調整をおこなう。

■本質的価値の視覚化を図る

土坡に生育する樹木は、倒木による遺構の損壊を招くだけでなく、密集し樹林として地形を覆うことで、城郭構造や縄張りの理解を妨げている。土坡の保存を前提に適切な樹木整備をおこなうことで、堀や土塁が見えるようにする。石垣も同様に樹木や苔、つる性植物により隠れた部分を、樹木整備により可視化する。

樹木は本質的価値を潜在化させるだけのものではなく、市街地における緑地景観を形成するもので、桜や松は本史跡の見どころのひとつとなっている。本質的価値を構成する要素の保存を妨げない範囲において、公園基本計画を前提に残していくこととする。そのため、視覚化を目的とした伐採や剪定などの樹木整備は、保存措置の必要な箇所のうち、史跡の価値を理解する上で効果的な場所を優先しておこなう。

本質的価値に再び光を当てるだけで、本史跡の魅力を伝えることは十分可能であり、地下遺構の表示や復元整備による活用のための整備は将来の課題とする。

■史跡の理解を深めるために必要な環境を整える

前項で示す本質的価値の視覚化だけでは十分とは言えず、来訪者がその価値を理解するための環境を整える必要がある。現地にて本質的価値や見どころを発信するための施設、そこまでの経路、見学場所（視点場）などを整備することで活用を図る。

来訪者の理解を深めるためにも、石垣や城郭構造などのテーマを設定し、推奨ルートを設けることで多様な魅力を伝え、史跡への再訪を促し、リピート率の向上を図る。なお、動線設定や解説内容については、多様な来訪者の利用を想定したものとする。

■都市形成の原点であることを再認識してもらう

史跡指定地西側の麒麟曲輪（学舎跡地）は、市民に親しまれる、憩いの場として整備された。整備内容から都市公園としての意味合いが強く、本丸および周辺のように石垣が多数残っている空間でないことから、城跡に在ることを来訪者が実感することが難しい状況にある。また、雑木が無秩序に生長することで史跡が周辺からは城跡ではなく、単なる大きな樹林地と誤認される状況にある。

発掘調査成果にもとづく情報発信だけでなく、堀が見えるようになることで、かつての城郭中心部に在ることを来訪者に認識してもらい、城郭中心部の価値の顕在化を図る。

さらに廃城後も城郭構造を活かしたまちづくりが展開した歴史、今もその原点が良好に遺存していることへの理解にも繋げていく。

■来訪者の安心・安全の向上に必要な整備を着実に実施する

計画対象範囲には集中豪雨や地震による斜面の崩壊や倒木、石垣崩壊など様々な災害が発生するリスクがある場所が少なくない。さらに、高所や水堀においては、転落防止や立ち入り制限などを講じる必要もある。

来訪者が安心・安全に本史跡が有する価値を学び、理解してもらうために、必要な安全対策などの環境整備を計画的に実施していく。

第4節 整備テーマ

本計画の事業期間が10年ということから、計画対象範囲における全ての課題を解消していくことは難しい。保存を目的とした整備を最優先としつつ、活用を目的とした整備については、本史跡における本質的価値（P45 参照）の理解に資する整備を優先していく。

そこで、いくつかある価値の中でも、最初の価値を解説した「丘陵地に立体的に築いた大規模城郭で、城郭中心部からは南都の寺社や奈良盆地を一望できる。京都や大坂につながる諸街道にも近い、畿内統治の拠点として好適地にある。」について優先して取り組むことで、来訪者が現地にて史跡の価値を体感できるようにする。

■石垣と土坡（堀・土塁）の保存

石垣の崩壊は文化財の価値が毀損するだけでなく、人的被害や緊急車両の通行制限に直結する可能性がある。樹木に覆われて状況が把握できていない場所もあり、速やかに現状把握のための各種調査をおこない、有識者の指導のもと計画対象範囲全域を対象に安全性を評価して対策を講じる。

内堀や左京堀、土塁の斜面には多数の樹木が生育していることから、まずは斜面の保存をするために適切な樹木整備をおこなう。急激な環境変化は土砂崩壊や倒木などをまねくおそれがあることから、現況調査から緊急度合いを明確にして、有識者の指導のもとに段階的に対策を講じる。表土の流出が見受けられる土塁については、発掘調査を実施した上で必要な保存措置を講じる。

■史跡指定地の景観形成と眺望確保

樹木整備の目的は、遺構の保存だけに偏ったものとせず、城郭としての景観を回復させることも考慮する。また、本史跡の最高所である天守台からの眺望確保をめざす。現状では北西から北東方向にかけて見通しが効かないことから、保存を目的とした整備と同様に必要な調査をおこない、有識者の指導のもと、樹木整備を進めて眺望を確保する。

■史跡指定地周辺からの景観形成

史跡指定地周辺からの景観も意識した整備をおこない、ふだん史跡を訪れない市民に対しても歴史的な価値を有する城郭遺構が良好に残っていることを再認識してもらう。城郭構造を活かしてまちづくりが発展したことや、歴史とともに暮らしていることを実感してもらう。